

第 2 回
第 2 次熊本市行政区画等審議会
会 議 資 料

地域政策課

日時 平成 29 年 5 月 25 日（木） 16 時 00 分～
場所 熊本市役所 4 階モ二タ一室

目 次

【審議事項】

- (1) 行政区画の変更に関する基本的な考え方（方向性）の整理について・・・P 1

【報告事項】

- (1) 第1回議事概要（報告資料1）・・・・・・・・・・P 11
- (2) 区を跨る緩衝地区（報告資料2）・・・・・・・・・・P 16
- (3) 地域コミュニティ団体について（報告資料3）・・・・・・・・・・P 19
- (4) 指定避難所の設置図（報告資料4）・・・・・・・・・・P 21

行政区画の変更に関する基本的な考え方（方向性）の整理について

論点 1 行政区画を変更する場合はどういうときか。他都市の事例から検討する。

【平成 28 年 12 月政令指定都市への調査より】

▼行政区編成の際の課題について

- ・通学区が 2 つの区にまたがる地域があったこと。（さいたま市、浜松市、福岡市）
- ・歴史的なつながりのある地域が分断されたこと。（さいたま市）
- ・自治会区が分断されたこと。（さいたま市、千葉市）
- ・同一町名が 2 区に存在することとなったこと。（横浜市）
- ・行政区再編成と同時に設定される町が 14 か町に及ぶなど複雑な状況となったこと。（横浜市）
- ・地域コミュニティを基本に区域を設定したことから、一部、保健福祉圏域、消防署管轄区域、警察署管轄区域等の既存行政区域との不整合が生じたこと。（相模原市）

▼行政区画編成後に、課題となっている例

- ・行政区界が小中学校の通学区域を分断している地域がある（仙台市、新潟市）
- ・町内自治会等の活動区域を分断している地域がある。（千葉市）
- ・区割り後に、区の境界線上に宅地開発等が行われたことにより、境界線が宅地の敷地内を通った。（千葉市）
- ・地形地物で区割りしていない場所がある。（新潟市）
- ・町字が分断されている。（新潟市）
- ・再編成の際の 1 区あたりの人口規模を、原則 10 ～ 20 万人程度としたが、現在最も多い区は 25 万人、最も少ない区は 6 万人以下である。（北九州市）
- ・町を編入合併したことで面積及び人口規模が他区と比較して増大した。（福岡市）

▼行政区変更の要望について

【要望 11 団体】

地域団体 7、経済団体 1、市議会関係 2、その他 1

【要望の内容】

- ・人口増に伴う分区（札幌市）
- ・区の規模や区域が適切であるかどうかの検討（仙台市）
- ・人口に対して現行の行政区数が多いこと（浜松市）
- ・人口規模に極端に差がある現状を踏まえ合区や分区の検討（京都市）
- ・合区に対する反対運動（神戸市）
- ・地域コミュニティの分断、通学区域に関連すること（さいたま市、千葉市、広島市）
- ・町内会からの中央区への編入陳情（福岡市）

▼行政区変更の実例について

【実施事例 11 市】

- ・分区（札幌市、川崎市、横浜市、京都市、大阪市、神戸市、北九州市、福岡市）
- ・合区（大阪市・神戸市）
- ・地形地物の変更によるもの（土地区画整理事業等）（新潟市、広島市）
- ・合併によるもの（静岡市）

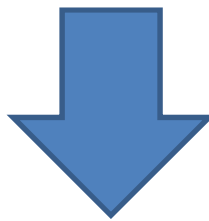
< 行政区画の変更を実施した実例一覧 >

都市名	変更内容	変更時期	変更の理由
札幌市	分区	H 9 年 11 月（豊平区から清田区が分区） H 元年 11 月（白石区から厚別区が分区） H 元年 11 月（西区から手稲区が分区）	郊外の開発等に伴い、著しく人口が増加したことによる分区。
川崎市	分区	昭和 57 年 7 月	【分区の経緯】S56 年小田急による新百合ヶ丘周辺地区の区画整理を発端に、人口動態を配慮して行政サービス向上の観点から分区を考える中、S57 年、高津から宮前区が分区すると同時に多摩区から麻生区が分区し、5 区から 7 区になった。
横浜市	分区	平成 6 年 11 月	各沿線開通等に伴い急激に人口が増加、人口、面積の他区との均衡の観点から、港北区、緑区の再編成が検討され、平成 3 年審議会を設置、その際の基準に沿って平成 6 年再編成し青葉区と都筑区を新設。
新潟市	地形地物の変更	平成 20 年 1 月 平成 25 年 1 月	区界の土地で区画整理を行ったところ一部の土地で不整形地があり、区割設定時の基準に従って区界の変更を行った。
静岡市	合併による変更	平成 18 年 3 月（旧蒲原町との合併） 平成 20 年 11 月（旧由比町との合併）	旧蒲原町との合併、旧由比町との合併による区域の拡大に伴う変更
京都市	分区	直近では昭和 51 年	周辺区域の編入による面積、人口の増加により、昭和 51 年東山区から山科区、右京区から西京区を分区。なお、昭和 60 年代に伏見区の人口が 27 万人に達し、適正とされる 10 万人～20 万人の人口規模から分区を検討したが、実施にいたらなかった。（支所の増設で対応）
大阪市	分区・合区	政令指定都市以降 昭和 49 年 7 月 22 日 平成 1 年 2 月 13 日	昭和 47 年、区相互間の規模、行政サービス水準の不均衡などの是正のため、東淀川区、城東区、住吉区及び東住吉区の 4 区を分区し 8 区に再編成。さらにその際の答申に基づき、平成元年、北区と大淀区、東区と南区を合区してそれぞれ北区と中央区を設置。
神戸市	分区・合区	昭和 48 年 8 月（分区：北区新設） 昭和 55 年 12 月（合区：中央区新設） 昭和 57 年 8 月（分区：西区新設）	・合区（人口減少に伴い、昭和 55 年葺合区と生田区を合区し中央区新設） ・分区（人口増加に伴い、昭和 48 年兵庫区から分区し北区新設、昭和 57 年垂水区から西区新設。）

広島市	土地区画 整理事業、開発に伴う住居表示実施	平成 5 年 2 月 8 日 平成 5 年 9 月 27 日 平成 10 年 3 月 9 日 平成 11 年 3 月 25 日 平成 11 年 10 月 15 日 平成 12 年 3 月 25 日 平成 15 年 3 月 1 日 平成 19 年 4 月 27 日 平成 20 年 5 月 19 日 平成 21 年 5 月 18 日 平成 28 年 1 月 18 日	平成 5 年から 28 年の間、道路開発や開発に伴う住居表示実施に合わせ、13 回行政区を変更（年次で一部重複あり）
北九州市	分区	昭和 49 年 4 月 1 日	門司、小倉、若松、八幡、戸畑の 5 区から、小倉、八幡の 2 区を分区して小倉北・小倉南、八幡東・八幡西の 4 区を設置し 7 区に再編成。
福岡市	分区 一部地域の編入	昭和 57 年 5 月 10 日	・昭和 50 年 3 月早良町編入合併に伴い、同町の区域を西区に編入したことで、西区の面積及び人口規模が他区と比較して拡大したことへの対応として分区。 ・上記の行政区再編成に併せて、中央区に隣接する町内会で中央区へ編入要望のあった地域のうちの一部を西区から中央区へ編入。 ・上記の行政区再編成に併せて、昭和 47 年の行政区編成時に 3 つの区に分かれていた校区の 3 地区のうち 2 地区を中央区へ編入。 詳細は不明だが、区変更の要望はその他多数ありとのこと。

< その他、校区、地域コミュニティ関連で要望のあった案件の状況 >
(さいたま市、千葉市、広島市の例)

都市名	主な要望の内容	対応状況
さいたま市	A 町 1 丁目のなかで 1 番～5 番は B 区、6 番～10 番は C 区というように、同一町名でありながら 2 つの行政区にまたがっている地域があり、自治会区域や地域コミュニティが分断されているため、同一行政区にしてほしいと該当する自治会から要望がある。	現在は自治会同士で意向をまとめてもらうよう伝えているため、検討は進んでいない。
千葉市	・町の区域や町内自治会が主要道路で分断される箇所が生じ、地元住民から区界変更の要望があがった。(H4、18 年)	地権者の同意、市民生活への著しい支障をきたしているかといった条件に該当しないため、要望は取り下げとなった。
広島市	・安佐南区と佐伯区をまたぐ山林部を開発した団地において、学校等が建てられた安佐南区側の住民から、分譲が始まって間もない佐伯区側の区域を安佐南区に変更して欲しい旨の要望書が平成 23 年度に出された。	平成 29 年度から佐伯区に小学校が新設され、現在動きはない。



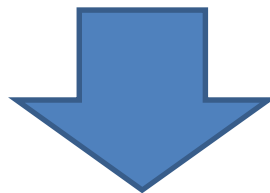
行政区の変更は、人口変動等による分区・合区、地形・地物の変更によるものがほとんどである。

校区を分断している行政区の変更については、福岡市において事例がみられるものの、行政区再編成の大きな動きの中で審議され変更に至ったものとなっている。

論点 2 区を変更しないと対応できない課題はどのようなものか。現状における課題に照らして検討する。

(1) 小学校区で区が分かれている場合、本市行政サービスの主な影響について
 < 行政区を跨る校区に関する事務の影響調査 平成 2 9 年 3 月 地域政策課調べ >

事業または事務 の名称	行政区を跨る校区における事務へ の影響	対応など
1 歳半・3 歳児健 診	健診の通知や受診は校区単位で実施。	・健診は基本的に校区を所管している区役所又は健康センターでの受診を推奨しているが、変更は可能であり、特に問題は起こっていない。
障がいに関する 相談業務	保健師が担当校区の相談を受ける中で、申請はどの区でも対応可能。調査・審査は居住している区となる。	・相談の際に、市民の方へは審査等の所管区が異なることを説明している。
介護保険認定事 務	地域包括支援センター（ささえりあ）の活動は校区単位だが、介護保険の認定は住所上の各区役所の所管であるため、校区が行政区を跨っている地域では一致しない。	・介護保険の申請受付は所管区以外でも可能。 ・認定に係る調査は所管区で行うので、地域包括支援センターは両方の区役所と連絡調整等が必要。 ・地域包括支援センターは、校区が行政区を跨っている地域では、圏域の確認が必要。 ・利用者からも、「なぜ A 区に住んでいるのに、B 区の包括なのか？」と疑問に思われる声あり。
生活保護業務	生活保護の実施責任は住所上の各区福祉事務所（保護課）が負うが、民生委員・児童委員は校区単位で担当分担されているため一致しない。	・生活保護の申請、相談は所管外でも可能であるので、市民への問題はない。 ・申請書受理後、所管区で調査等を実施するが、所管区は校区を跨ぎ民生委員・児童委員への連絡を行っている。
まちづくり関連 業務	地域活動に関する補助金の受付や区だよりの発行など、区単位で実施している場合は調整が必要となる。	区のまちづくり担当部署間で、個別に協議・調整し、校区単位で受付や配布を行う等の対応を行っている。



本市では、居住区に関わらずどこの区でも行政手続きが可能であることや、行政区を跨る校区への対応について、校区単位での対応も行っていることから、行政手続き面において、市民サービスへの影響は少ないものと考えられる。

(2) 区の線引きに関して、地域コミュニティ活動へ与える影響について

< 地域の単位と活動主体 (例) >

まちづくり活動については、各町内、校区単位で活動している。

エリアの単位	主な活動主体
市	各組織の市全体の連合会等は存在
区	各組織の区単位の連合会等は存在 区単位でまちづくりビジョンを作成
日常生活圏域 (概ね中学校区)	地域包括支援センター
小学校区	校区自治協議会、まちづくり委員会、青少年健全育成協議会、民生委員・児童委員協議会、防犯協会、社会福祉協議会、体育協会、PTA など
町内 その他小学校区より小さい単位	町内自治会、子ども会、自主防災クラブ、老人クラブ、地域公民館 など

< 区を越えた活動の事例 >

目的に応じてエリアを越えた活動を実施している活動事例もある。

中学生地域交流推進事業

- 地域の環境をきれいにする活動 (清掃活動、花いっぱい運動など)
- 身近な自然とふれあう活動 (ウォークラリー、キャンプなど)
- 世代間の理解や文化を深める活動 (青少年の意見発表、音楽会、文化祭など)
- スポーツで一緒に汗を流す活動 (ソフトボール、ソフトバレーなど)

活動団体例

西山中学校校区さわやか連絡協議会	一新校区 (中央区) ・城西校区 (西区)
清水校区青少年健全育成協議会	黒髪校区 (中央区) ・清水校区 (北区)
出水南中学生地域交流推進事業	出水南校区 (中央区) ・画図校区 (東区)

白川流域リバーネットワーク

阿蘇～小島校区までの、白川流域に位置する校区 (熊本市：中央区・西区・北区) と、NPO 法人が日本の水辺の新しい活用の可能性を創造していくため、白川にて様々な活動を行っている。活動内容は下のとおり。

- 水防災、■ 親水事業、■ 自然観察、■ 川の体験

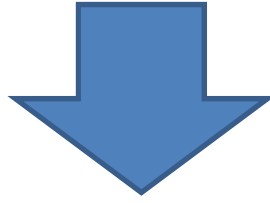
活動団体例

城東校区白川とふれあう会、五福校区まちづくり委員会、本荘校区白川を愛する会

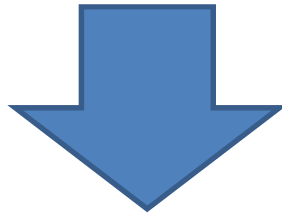
坪井川遊水地の会

坪井川遊水地の有効活用を行うために結成された団体。区を跨って 4 つの校区 (黒髪・壺川・高平・清水) が連携し、坪井川遊水地を、人々が気軽に、安全に利用できるように活動を行っている。

- 壺川校区 ふれあいパークでの畑作り、■ 桜の植樹、■ 草刈・清掃活動、
- 空き地に多目的広場を作るための要望書を行政へ提出



- 各々の単位で境界線が存在し、各活動主体は、各エリア内での活動を実施。
- 区は異なるが、身近な校区単位でのまちづくりが中心となり実施している。
- 地勢面や目的に応じて、区を越えた活動を実施しているケースもある。



まちづくり活動の基本単位は町内単位、校区単位となっている中、校区内で区が跨ることで、まちづくり活動自体に大きな影響はないものとする。

< 参考 > 区を変更した場合には、どのような影響があるか。

影響を受ける方	影響事象	具体的な事象
住民	住所の区名変更	● 各種機関への住所変更手続きが必要な可能性あり ● マイナンバーカードの署名用電子証明書の一部変更手続き
事業者	住所の区名変更	● 住所が記載された印刷物、看板、名刺等の再作成に係るコスト ● (社会福祉法人の定款変更、建設業許可等) 住所変更届出
土地所有者	地番区名変更	● 登記名義人等の住所変更が必要な可能性あり
	区界上では合筆不能となる	● 特になし
選挙区	選挙区の変更	● 国政選挙、地方選挙(県議会・市議会)農業委員等の選挙区見直し。場合によっては議員定数の見直しの可能性あり
官公署	業務管轄見直し、システム改修等	● 警察、消防、税務署等の所管区域の変更の可能性あり ● 業務システム一部
その他		● 事業者全般: 変更対象エリア内顧客の各種情報(住所、所管、業務システム等)の修正 ● GIS 関連事業者: 地図情報の修正 ● 変更対象エリアへの郵送物宛先の修正など

<参考> 住居表示に伴う住所変更手続き一覧

項 目	申請人	届出先	届出期間	備 考
市役所備付の台帳	不 要			住民票・印鑑登録証明・選挙人名簿・国民健康保険・国民年金は、市で変更します。 本籍は、区役所から連絡があるまで現在のままご使用ください。 変更が済みましたら、戸籍の筆頭者に通知があります。 国民健康保険証は、更新時に新しい住所で記載します。 保険証は、旧住所のまま使用できます。
市で変更				
年金加入者 * 厚生年金・共済年金	本 人	勤務先	実施日以降 すみやかに	児童扶養手当受給の方は、現況届出時に住所変更手続きが必要です。 通知書、証明書を添えて勤務先に申し出てください。
年金受給者 * 国民年金・厚生年金	本 人	年金事務所	実施日以降 すみやかに	住所・支払機関変更届「専用はがき」で住所変更ができます。 [専用はがきは、各区役所、総合出張所、出張所及び 年金事務所に備付けてあります。 共済年金受給者の方は、各共済組合にお問い合わせください。]
自動車運転免許証	本 人	運転免許センター 又は 住居地を管轄する警察署	免許更新時で可	住所の変更には、通知書、証明書のほか、本人宛の郵便物など 新住所が確認できるものをご持参ください。(コピー不可) 本籍の変更は、区役所より変更通知が届いた後の更新時に変更してください。
自動車車検証	本 人	九州運輸局熊本運輸支局 軽自動車検査協会熊本事務所 熊本県軽自動車協会	実施日以降 必要 に応じて (車検・売買の時	普通車・自動二輪車(250cc 超) 通知書、証明書 (コピー可)をご持参ください。 軽自動車 場合によっては、他の書類等必要となります。 軽二輪車(125cc 超 ~ 250cc 以下) すので、事前にお問い合わせください。
不動産登記簿	本 人	熊本地方法務局	実施日以降 必要に応じて	通知書、証明書により登記名義人の住所変更が必要です。 (コピー不可) 売買や相続の手続きと同時で可。
法人・商業登記簿	本 人	熊本地方法務局	本店：2 週間以内 支店：3 週間以内	通知書、証明書により会社の所在地及び役員の住所変更が必要です。(コピー不可)
各種許認可	本 人	各々の関係官庁	各法令による	古物営業、風俗営業、質屋営業許可など、許認可を受けている事業所、事業者の住所の変更が必要です。
預貯金通帳 生命保険 他	本 人	各金融機関	実施日以降 約 款に応じて	通知書、証明書で名義人の住所変更が必要です。 通知書、証明書の提示、又は コピーで概ね手続可能 ですが、金融機関によっては、コピー不可の場合がありますので、必ずご確認ください。

第 1 回議事概要

▼各委員からの意見

- ① 個別の案件について細かく議論する必要があるが、まずは一定のルールを決めるべき。区割りの変更について案件ごとに対応すると、行政のサービスがうまく伝わらないことになる。
- ② 一旦決めたことを絶対壊さないということではなく、行政区を変更するなら、皆が納得するルールや条件を作った方がよい。
- ③ 変更には議会及び行政の手続きも必要になると思う。
- ④ 基本的に警察の管轄区域と 5 つの行政区は必ずしも整合しているわけではない。
- ⑤ 今回、問題になっている 2 つの区域、壺川については、北区になれば平成 30 年 4 月 1 日に開設する熊本北合志警察署の管轄区域になる。保田窪については、そもそも東署の区域なので、一部の行政区域が変更されたとしても、従来どおり熊本東警察署の管轄区域内という整理である。
- ⑥ 前の審議会では色々な意見・立場の発言があり、現在の 5 区となった。
- ⑦ 今回は、小学校の緩衝区は多くあるので、校区が変わったら区も変える、ということを容易に認めると、他の緩衝区についても、区を移りたいという小学校区がでてくるのでは、と心配。
- ⑧ 今回のこの見直しは、地域づくり、地域コミュニティのあり方ということを問い直すことに通じる。
- ⑨ 区単位でのまちづくり、地域づくりを優先するのか、小学校単位を優先するのか、割り切った言い方をすると、区が先か校区が先かという問いかけでもある。
- ⑩ 熊本市は校区単位のまちづくりというのを 30 年くらい前から標榜してきているが、この機会にその視点からも見直していくことも必要であり、良いきっかけと思う。
- ⑪ 校区単位といいながら、校区単位も中途半端なところがあり、さらに自治協といった問題もからむことから、今回の見直しは、自治協のあり方、まさに地域づくりを問いかけるものである。
- ⑫ うがった言い方だが、背景に市民の中央区志向ということがあるのかもしれない。
- ⑬ 一校区に一分団で活動している消防団にとっては、防災拠点の偏りが出ないかを懸念するところ。
- ⑭ 消防団は地域に根ざしたところで活動をしている。どちらの校区に行くか、ということで防災活動に偏りが出ないよう、対処する必要があると感じた。
- ⑮ 自分も自治会の活動をする中で、地域は地域で自治会活動の中での問題事項というのを抱えていると感じている。
- ⑯ 自分の地域も、もし区の境界線があったら、どちらの区に入るか、議論になると思われる性格の地域である。
- ⑰ そういう意味で、行政区の問題は、それぞれの地域の自治会のあり様と、非常に密接な関係を

している問題である。しかし、そもそも、自治会の持っている問題を区割りということで解決すべきか疑問。自治会の制度とか自治会そのものが持っている解決方法も一方では考えていかなないと、制度が実態にそぐわないまま、ずっと問題を抱えたままになると思われる。

18 防災のNPOの活動で、各校区の防災活動に参加させていただいている。

19 私のように小・中学生の子どもを持っていると、学校というのがコミュニティの基礎となる。しかし、自治会の活動をされている年配の方たちからすると、元々の自分たちの活動地域、という思いが基本になっているので、そこにずれがあると感じる。

21 一方、緩衝区から隣の校区に通う世帯は、学校区は認識しているが、自治会は認識していない。小学校区で区切ることに對しては、世代間でずれが出ていると感じる。

22 法務局では不動産登記において、熊本市全域を一つの登記所で管轄しているため、区割りは登記上影響ない。

23 今回の事例にある、緩衝地帯の東区あるいは北区の土地が中央区に移った場合には、登記の区名を変えろという対応。

24 今回見直しにあたり、事務局の説明を聞くと色々な問題があると痛感。

25 今回の事例の保田窪（帯山西小学校の校区）の近隣に実際住んでいたが、小学校の子ども会や町内運動会等の行事に関わる中で、始めて当該地区が実は中央区ではなく東区だということを知った。

26 産業道路で分断されている保田窪のように、明確な地形地物がある場合は、感覚的にもどう分けるのか分かりやすいが、明確な地形地物がなくただもやもやとした中間地点のようなところをどうするかが、今後の課題になると思われる。

27 今回の議論を、校区のまちづくりということを中心に考えるのか、あるいは子どもが通っているという実態に合わせて考えるのか。また、少子高齢化で子どもが少なくなる地域のことで、小学校の統廃合といったことが区を越えて行われる可能性があることも検討材料の一つ。

28 子どもの通学区域、地域のまちづくり、少子高齢者の問題、いずれを中心に議論していくのが論点になると思う。

29 自分の住む地域でも分離校が出来た際に、校区や緩衝地域をどうするか等議論したことがある。

30 政令指定都市移行当時の審議会の資料を拝見し、大変なご苦労が伺えた。

31 我々も規約を見直すことはあるが、行政区といった大きな行政の制度見直しとなると、どこに軸足を置くかによって今後への影響が大きいので、難しいと思う。

32 私の住む南区の中でも、町内の中で区が分かれている地域がある。今後、そういった地域の声も聞きながら、この審議会に参加させていただきたい。

33 前回第1次で様々なご意見が出たということから、たいへんだっただろうなというのが、第一印象。

34 社会福祉分野の視点から、自治会は自助・共助・公助というところでの共助にあたると思う。

熊本地震の際の避難所の問題などを鑑みると、自治会も含めた区の移動ということになった場合、影響が大きいと懸念される。

35 緩衝区とはいうものの、小学校区というものは子どもの足で通える半径2キロ程度が広さの限度ではないかと思う。また、子どもの減少による小学校の統合など、変化すると思う。

36 人口の変動等もあるので、今後行政区の変更はあると思う。

37 ただし、行政区の変更をこの審議会で決めるということではなく、民意を大切にする、オンブズマンも言われているように丁寧に聞くことが大事と思う。反対意見も丁寧に聞き取って、そして皆が納得する形でスタートしないと、同じような問題が出てくるのではないかと思う。

38 前回の審議会では、合併で熊本の様々な力を結集して新しい熊本市ができるにあたり、大都市として住民自治を効率的に提供するために区を作ろう、ではいくつにするか、というところから、最終的には5つの区に決まった。

39 行政サービスを効率的に提供していく、皆が利用しやすいくらいの距離のところに行政の拠点があることに視点を置いた。さらに、自治の単位を壊す、疎外するのではなく、うまく応援できるような区役所、サービス等に持っていく、という視点だった。

40 現実にはやはりどこかに境界線をつくる必要があり、地形地物から始まり、色々な基本原則に基づきながら境界線を引いた。

41 その際、中央区を魅力的と感じられた方々もいれば、昔からこっちとは一緒だがこっちとは違う、といった様々な見方があった。

42 そういった多様な見方に対応するために、何種類も色々な線を引きながら、たくさんのご要望もいただきながら、最終的には今のところで大まかな区割りの線が出来上がった。境界部分に関しては、住民生活が円滑に行くように、行政サービスの提供の仕方を工夫してきたものと思われる。

43 様々な地域コミュニティの問題を、区を直すことで解決できるのか。できることもあるかもしれないし、見当違いの方法をあてはめようとしているかもしれない。

44 私たちは、熊本市のどこであっても熊本市から均一なサービスを受けられているのだが、福祉や教育の分野では身近なネットワークをととても重要視するので、そこをどう折り合いをつけるのが難しいところだと思う。

45 例えば防災であれば、東区と益城町の住民は、隣に逃げたほうが早いがそこは区域が異なるので、自分の持っている防災マップには載っていない、ということがある。ただ現実には、住民はお互いに市町の区域を超えて分かっていると思う。

46 地域によって、行政の境界は境界、現実の対応策は対応策、と考えて上手く対応しているところと、そうでないところとあるのではないかと思われる。

47 特に、新興住宅の住民と、古くからの住民とでは視点が異なると思われる。

48 今回、区制が敷かれて5年たった経験を踏まえながら、委員の皆様方と、様々な観点で区政のあり方を検討しつつ、さらに、地域で解決したい何らかの課題があるのならそれを解決する適当な方法についても、検討していきたい。

49 子どもたちに軸足をおくのか地域に軸足をおくのかで議論が違ってくると思う。二つの事例が

出てきているが同時進行は難しいと思うので、まずは子どもたちの学校区の問題を検討してから、地域（自治会）の話をするということによいのか。緩衝地区が多くある中、たまたま 2 箇所が出てきている、ということだと思うので。

50 具体的な課題が出てきて、こういう審議会を検討する経緯に至ったと思う。ただ、ことは行政区という、行政の根幹に関わる制度を変える話になりかねないので、子ども中心というだけでは済まず、色々な問題に関わってくる。

51 そこでまず、その行政区というものをもう一度、5 年経ったところで見直し、行政区という制度が持つ様々な要素や関わりを私たちが十分理解することが大事。その上で、仮に具体的な課題に沿って変更という事態を考える必要があるということになれば、その手続きをどうするかを併せてこの審議会の中で検討する。具体的な地域からのご要望はその検討を踏まえて地域から出させていただくのがよいのではないかと思う。

52 今回の二つの要望事案は、おそらく町内の合意で出されているが、現実には地域によっては住民の間で思いが異なると思われる。そういうものを、今ある書面上のものだけで、我々が良し悪しを判断することは危険性があるので、地域からの変更要望の出し方や、地域の人たちの思いを確認する方法も検討した方がよい。

53 もし変更することになれば、他の色々な地域に波及するのは必至である。そしてそれは 5 年間築いてきた色々な制度があちこちからほころびかねないし、安定性を欠くことにもなりかねない。

54 具体的課題は頭の隅に置きながらも区政をもう一度きちっと考えてみる。そして変更の方法についても議論する、というのが望ましいと私は思っている。

55 具体的なものがなければ議論は進まない一方、個別の事情にあまりとらわれすぎると全体的な整合性が取れない恐れがあるので、行ったり来たりしながら、バランスの良い議論・検討ができればと思う。

56 事務局が他都市の事例を調べる際、区割りによって解決しているのではなくて、行政区域みたいなものを乗り越えて、地域が解決している事例も調べて欲しい。

57 この種の議論にありがちな、地域が行政に要求するという構図ばかりで議論されてしまうと、自立とか自治とかがないがしろになる。

58 そもそも私は、（行政区は）東京市が東京 23 区になったときに作られた化石みたいなルールだと思っている。地域住民にもそういった事実を認識していただいた上で、住民が新しいやり方を見出していくのだ、制度でできることはここまでののだ、という視点も我々の議論の中に取り入れていった方がよい。

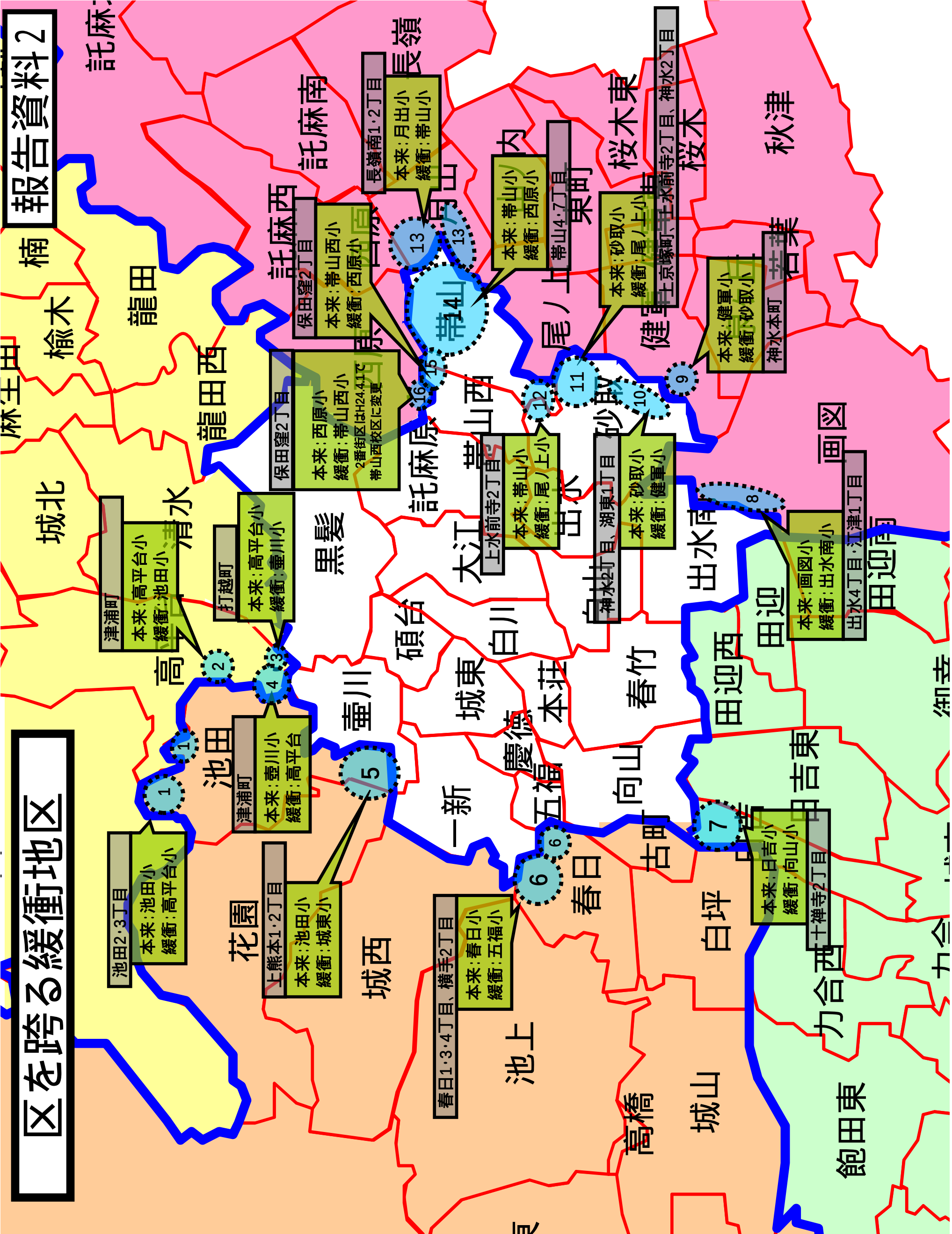
59 今、サイレントマジョリティーという言い方もあるが、自立している人は役所に要求しない、という側面もあるはず。そのバランスは今後の議論に必要と考える。

60 おそらく、地域同士が協働して問題を解決したという事例はまちづくりの成功事例等では見えてくるが、意外と調査の網にはかかりにくいと思われるが大事な視点だと思うので、事務局の方で調査をお願いしたい。

61 政令指定都市 20 市のなかでも、古くからの政令市と、熊本市のように要件緩和されて政令指定都市になったところで、区の考え方も様々。本市のように最近区割をした市には事例があるかもしれないので、そこを中心に調査したいと思う。

▼ 第 1 回審議会で要望のあった資料

- ・ 仮に行政区を変更した場合に、どのような影響があるか (審議資料)
- ・ 校区単位で結成・活動している地域コミュニティ団体 (審議資料)
- ・ 他の政令指定都市の行政区の変更例 (審議資料)
- ・ 各委員の皆さまのご意見 (報告資料 1)
- ・ 小学校通学区域の緩衝地区が分かる資料 (報告資料 2)
- ・ 保田窪と壺川の現時点での通学状況 (報告資料 2)
- ・ 自治会と校区自治協議会の関係の整理 (町内自治会の成立の仕方と、校区自治協議会との関係) (報告資料 3)
- ・ 指定避難所の図示 (報告資料 4)
- ・ 変更手続きについて (第 3 回審議資料として提出予定)



報告資料2

区を跨る緩衝地区

区を跨る緩衝地区

	住所			小学校区					自治会	世帯数 H27.8
				本来校区		緩衝校区		緩衝地区 通学率 H28.5.1		
1	池田2丁目	5番	西	池田	西	高平台	北	8.3%	高平台(一部:池田)	167
	池田3丁目	23番1号~18号、 23番26号~34号、 31番~37番、 58番	西	池田	西	高平台	北		池田	
2	津浦町	9番、 24番30号~33号 10番1号~19号	北	高平台	北	池田	西	100.0%	高平台(一部:池田)	48
3	打越町	1番	北	高平台	北	壺川	中		高平台	4
	津浦町	1番~3番、 4番1号~5号、 4番15号~28号、 5番、7番3号 7番17号~58号、 10番20号~22号、 10番25号、 11番~13番	北	壺川	中	高平台	北	5.0%	壺川(一部:高平台)	327
4	津浦町	14番~19番	北	高平台	北	壺川	中			6
5	上熊本1丁目	全域	西	池田	西	城東	中	96.6%	池田	1,071
	上熊本2丁目	全域	西	池田	西	城東	中		池田(一部:一新)	
6	春日1丁目	1番~15番	西	春日	西	五福	中	75.7%	春日	865
	春日3丁目	1番20号~21号、 2番	西	春日	西	五福	中		春日	
	春日4丁目	1番~6番、 39番8号、 39番18号、 40番~42番、 43番8号	西	春日	西	五福	中		春日	
	横手2丁目	3番6号~93号、 12番88号~116号、 13番~15番	西	春日	西	五福	中		春日(一部:一新)	
7	十禅寺2丁目	全域	南	日吉	南	向山	中	7.3%	日吉	309
8	出水4丁目	4番、 17番12号~28号、 18番9号~15号、 19番、 20番、 21番6号~13号	東	画図	東	出水南	中	66.7%	出水南(一部:画図)	158
	江津1丁目	1番~6番、 34番	東	画図	東	出水南	中		画図	
9	神水本町	25番7号~48号、 26番	東	健軍	東	砂取	中		健軍(一部:砂取)	49
10	神水2丁目	1番~9番	中	砂取	中	健軍	東	36.4%	砂取	220
	湖東1丁目	1番1号~14号、 1番16号、 1番61号~73号	中	砂取	中	健軍	東		健軍	
11	上京塚町	全域	中	砂取	中	尾ノ上	東	63.6%	砂取	280
	上水前寺2丁目	25番	中	砂取	中	尾ノ上	東		帯山	
	神水2丁目	10番~21番	中	砂取	中	尾ノ上	東		砂取	
12	上水前寺2丁目	13番~24番	中	帯山	中	尾ノ上	東	33.3%	帯山	102
13	長嶺南1丁目	1番、2番	東	月出	東	帯山	中	0%	月出	298
	長嶺南2丁目	1番、2番	東	月出	東	帯山	中		月出	
14	帯山4丁目	57番1号、 57番3号、 57番40号~61号	中	帯山	中	西原	東	5.6%	帯山	131
	帯山7丁目	1番1号~39号、 2番、 3番、 4番13号、 4番15号、 4番17号~20号	中	帯山	中	西原	東		帯山	
15	保田窪2丁目	12番	中	帯山西	中	西原	東		帯山西(一部:西原)	17
16	保田窪2丁目	1番、 3番20号~35号	東	西原	東	帯山西	中	90%	西原(一部:帯山西)	111
	保田窪2丁目2番		東	帯山西	中	-	-	-	帯山西	44

地域コミュニティ団体について

▼自治会および校区自治協議会について

■校区自治協議会

【概要】

- ・熊本市校区自治協議会に関する要綱に基づき設置。
- ・自治会、社会福祉協議会、青少年健全育成協議会など小学校区の地域団体に構成され、団体相互の連携のもとに、地域活動の推進や地域課題へ対応することにより、円滑な校区運営を図るための組織。
- ・1小学校区1団体で設立。平成29年4月1日現在、92校区4地区の自治協議会が設立されている。
- ・小学校区内の町内自治会の8割及び以下の15の地域団体のうち3分の2の加入が要件。「まちづくり委員会」「地域コミュニティセンター運営委員会」「社会福祉協議会」「青少年健全育成協議会」「防犯協会」「民生児童委員協議会」「老人クラブ」「公民館」「子ども会」「PTA」「女性の会（地域婦人会）」「公園愛護会」「交通安全協会」「体育協会」「消防団分団」

■町内自治会

【概要】

- ・同じ地域に住む人たちにより自主的に組織され、日常生活の中で発生する地域の課題をお互いに協力し合って解決し、豊かで住みよい地域をつくるために地域の特色を活かした様々な活動を行っている団体。
- ・町内の区域は地域が任意で決めている。
- ・本市では、町内会制度、町内嘱託員制度などを経て、昭和42年4月に現在の町内自治会が発足、平成28年4月時点で914の町内自治会があり、全世帯の86%に相当する約27万世帯が加入している。
- ・全校区では組織化されてはいないが、町内自治会の集まりで、自治会長同士の情報共有の場として活用されている組織に「町内自治会連合会」がある。

【主な活動】

- ・生活安全に関すること
 - 防災活動・・・自主防火活動、災害時の対応など
 - 防犯活動・・・夜間パトロール、防犯灯の設置・維持管理など
 - 交通安全活動・・・交通安全指導、交通安全運動など
- ・社会福祉に関すること
 - 扶助活動・・・一人暮らしのお年寄り訪問、敬老会など
 - 募金活動・・・赤い羽根募金、歳末助け合い運動など
- ・生活環境に関すること
 - 環境美化活動・・・町内清掃、ごみステーションの管理など
 - 資源回収活動・・・廃品回収、リサイクル活動など
 - 保健衛生活動・・・害虫駆除、献血運動など
- ・親睦に関すること 親睦活動 各種スポーツ大会、夏祭りなど
 - 文化活動・・・文化祭、広報紙の作成など

【財源】

- ・主たる財源は住民から徴収された町内自治会費（町費）でまかなわれている。
- ・町内自治会費の額は世帯数、運営方法、地域性などから各町内自治会で様々。

▼ 地域コミュニティ活動

